

(別紙：料金表)

介護保険利用料金一覧表（予防訪問看護）

(介護給付の範囲を超えたサービス料金は10割が自己負担となります。)

【基本利用料】				
訪問形態	単位	自己負担金 (円) (1割負担)	自己負担金 (円) (2割負担)	備 考
20分未満	300	300	600	欄外参照
30分未満	448	448	896	
30分以上1時間未満	787	787	1,574	
1時間以上1時間半まで	1,080	1,080	2,160	
サービス提供体制強化加算	6	6	12	厚生労働大臣が定める基準による
看護体制強化加算(Ⅱ)(月1回)	300	300	600	厚生労働大臣が定める基準による
【その他の加算等】				
特別管理加算(Ⅰ)(月1回)	500	500	1,000	厚生労働大臣が定める基準による
(Ⅱ)(月1回)	250	250	500	
緊急時訪問看護加算	574	574	1,148	
長時間訪問看護加算	300	300	600	1時間30分を超える場合
複数名訪問加算(Ⅰ)看護師2名				
①30分未満	254	254	508	厚生労働大臣が定める基準による
②30分以上	402	402	804	
複数名訪問加算(Ⅱ)看護師+補助者				
①30分未満	201	201	402	厚生労働大臣が定める基準による
②30分以上	317	317	634	
退院時共同指導加算(1回)	600	600	1200	厚生労働大臣が定める基準による
初回加算(1回)	300	300	600	初回の訪問看護を行なった月に算定
夜間加算(18時~22時まで)	所定単位の25/100が加算されます			
早朝加算(6時~8時まで)	所定単位の25/100が加算されます			
深夜加算(22時~6時まで)	所定単位の50/100が加算されます			
【通常の事業の実施地域以外にお住まいの方】				
特別地域訪問看護加算 (中山間地域等)	1回の訪問看護基本料金の5%加算となります。			

- * 20分未満の訪問は、週1回以上20分以上の訪問がある場合のみ利用可能となります。
- * 長時間訪問看護加算は特別管理加算の対象者のみにとなります。
- * 状態により特別訪問看護指示書が交付された場合、介護保険での訪問看護費は算定せず、医療保険扱いの算定となります。

平成 30年 4月 1日 現在